

## 第1回 阿寒地区義務教育学校開校準備協議会 議事要旨

### ■会議名

「阿寒地区義務教育学校開校準備協議会」第1回会議

### ■開催日時及び場所

2026(令和8)年5月22日(金) 15時30分

阿寒小学校 体育館

### ■協議事項及び議題

#### (1)協議事項

会長及び副会長の選出について

#### (2)議題

- ①会議の公開について
- ②開校準備協議会のスケジュールについて
- ③協議会ニュースの発行、配布方法について
- ④学校名の決定方法及び諸事項について

### ■結果

#### (1)協議事項

会長に本田委員、副会長に太田委員が選出された。

#### (2)議題

- ①会議の公開について原則公開となった。
- ②阿寒地区義務教育学校開校準備協議会のスケジュールについて決定した。
- ③協議会ニュースの発行、配布方法について決定した。
- ④学校名の決定方法及び諸事項について協議、決定した。

### ■発言要旨

#### (1)会議の公開について

会 長：事務局より当委員会の公開について確認があったが、本会議は原則公開ということでよろしいか。

各委員：（異議なし）

## (2)開校準備協議会のスケジュールについて

事務局： 資料4 阿寒地区義務教育学校開校準備協議会のスケジュールについて。

令和8年度における本協議会の開催については、4回程度を予定しており、本日の第1回目を含め、まずは、新しい学校名の協議を進めていただきたいと考えている。

それについては大きく2つの理由があり、理由の1つ目は、釧路市において、市立の小学校・中学校及び義務教育学校の学校名は、「釧路市立学校設置条例」にて定めることとされている。

そのため、阿寒小学校、阿寒中学校の両校を統合して設置される、この阿寒地区義務教育学校については、当該条例の一部改正が必要となる。この条例改正には市議会の議決が必要となり、かつ条例の改正手続きには一定の時間を要することから、新しい学校名の決定は早期に行う必要がある。

次に2つ目の理由として、今後進める、校歌や校章の協議にあっても、まずは学校名が決定していなければ、具体的な検討を進めることができないため、学校名の決定はその前提となるものである。

これら2つの理由から、学校名の協議を最優先事項として位置づけ、協議を進めていきたいと考えており、円滑な協議と決定にご理解ご協力をお願いしたい。

次に、8月～9月頃に開催を予定している第2回目の協議会においては、学校名案の審査に加え、事務局から学校施設の改修内容などについて、説明を予定している。

次に、第3回～第4回目の協議会においては、引続き学校名案の審査、校歌・校章、通学路の安全確保、スクールバスの運用方法などの協議に加え、教育部会からは、統合前の学校間交流として、既に進められている取組状況や今後の予定などについて報告して頂きたい。

また、教職員で構成される「教育部会」においては、この協議会と並行する形で「教育目標」、「教育課程の編成」、「魅力と特色ある学校づくりについて」協議を進めることをお願いしたいが、これらについては、かなりの時間を要する非常に難しいものになると予想され、その協議内容の報告については、次年度以降に予定している。

なお、教育部会においては、制服やジャージなどの学校指定用品についてもご検討していただきたいと考えている。

令和9年度、10年度以降の協議会日程については、今年度の協

議の進捗状況を勘案しながら、決定していきたいと考えている。

会 長：事務局のほうから説明があったが、何かご質問等はあるか。

各委員：（質疑等なし）

### (3) 協議会ニュースの発行、配布方法について

事務局：資料5 協議会ニュースの発行、配布方法について。

さきほどご説明した設置要綱の第9条に基づき、本協議会における協議内容や義務教育学校開校に関わる情報提供の仕方については、阿寒湖義務教や大楽毛、音別、桜ヶ岡など、他の義務教育学校の開校準備協議会の手法と同様に、「協議会ニュース」という形でやっていくことを考えている。

釧路市教育委員会が事務局として原稿を作成し、内容については、協議会での協議事項及び結果、次回予定している協議内容や日程などを掲載していきたい。

次に発行頻度について、開校準備協議会開催後に都度発行を目指したいと考えているが、内容や進捗状況によっては、複数回の会議を一括した情報として出していったほうが良い場合もあり、その様な場合は、合併号というような形での対応にさせていただく。

また、協議会ニュースの配布範囲については、委員の皆様のお力もお借りしたいと考えており、児童生徒の保護者様については、学校を通じての配布をお願いし、また各校の教職員についても同様に、学校を通じての配布をお願いしたい。

認定こども園阿寒幼稚園に通う園児の保護者様については、園を通して配布をしていただきたく、ご協力をお願いしたい。

また、阿寒地区の地域住民の皆様には、連合町内会様のご協力を仰ぎ、阿寒小中両校の通学区域内の町内会宛に協議会ニュースを配布させて頂ければと考えている。

その他については、釧路市のHPには会議概要や会議当日の資料データなどを掲載したいと考えている。

会 長：事務局のほうから説明があったが、何かご質問等はあるか。

各委員：（質疑等なし）

### (4) 学校名の決定方法及び諸事項について

事務局：資料6-① 学校名案の募集方法及び決定方法(案)について。

本日の協議会において決定いただきたい3点の内容の1点目である「学校名案の募集方法」について。

資料左側グレーの部分にある下段をご覧いただきたい。学校名については、阿寒小学校、中学校2校の歴史、地域性を反映しているものであり、それを踏まえた校名の由来・理由等を重視するのが望ましいと考えられる。

これを選定基準として定めつつ、校名案の募集方法を、「本協議会委員の皆様による提案をもって校名案」とする上段の案と、「校名案を公募」する、中段オレンジ枠部分に記載の二案がある。

なお、過去の例をみると、平成13年度の学校統合の計画により、統合された際の新しい学校名、また、今年度開校した、大楽毛学園、音別義務教育学校、令和10年度に開校予定のさくら義務教育学校についても、全て公募という形をとっている。

その点を踏まえて、事務局案としては、「公募」による方法をご提案したい。

また、公募とする場合の対象としては、「広範囲からの公募」、つまり、現釧路市民、過去、釧路市に住民票があった方なども含め、公募間口を大きく広げる方法がまずひとつ。

もう一つは、オレンジ枠部分である「対象校関係者から公募」という形である。これは、阿寒小学校、阿寒中学校の児童生徒、保護者、教職員、地域住民、卒業生など、公募対象者を一定程度絞った方法となる。

2校の歴史や地域性を反映し、今後も地域の皆様に愛され親しまれる学校名にすることを考えると、事務局としては「対象校関係者から公募をおこなう」ことをご提案したい。

なお、公募にあたっては、市のホームページでの周知をはじめ、報道機関各社への依頼のほか、委員の皆様にも関係者の方々への周知をお願いしたいと考えている。

次に、2点目にご協議していただきたいことは、学校名案の決定方法について。

資料6-② 学校名決定方法(案)では、選定方法をAとBで示している。

Aの場合は、1回の協議会で決定する方法であり、応募数が少ない場合は問題ないが、応募により30案以上出てくると、選定に時間がかかることが想定される。

参考までに、大楽毛学園は57件39案、音別義務教育学校は68件51案、桜ヶ岡地区義務教育学校では61件57案の応募があった。

次にBの場合は、選定を2回に分ける方法である。まず、1次審査

で5点程度に絞り込み、別日の協議会で2次審査をおこない、その中から協議決定するものである。

この場合は、2回の日程を設けることとなるが、1次審査で質の高い候補作を事前に選定することで、最終審査では各応募案の特徴や選定理由について十分な時間をかけて協議ができ、より質の高い選定が実現できると考えている。

参考までに、大楽毛学園、音別義務教育学校、桜ヶ岡地区義務教育学校における決定方法はともにB案にて決定に至っており、事務局案としては、こちらをご提案したい。

最後、3点目の資料6-③応募様式について。

こちらは、大楽毛学園、音別義務教育学校、さくら義務教育学校の名前を公募する際に使用した様式の一部を修正したものになる。

応募者には、最初に、「必ずお読みください」の欄にある、注意事項や学校名の例などを参考にしてもらい、新しい学校の名前、その名前とした説明や理由などを記載し、応募していただく形になっている。

なお、資料下段に記載があるとおり、応募方法については、児童生徒は各学校へ直接提出していただく。また、地域住民の方々や卒業生については、各学校や、阿寒教育事務所に持参していただくほか、メールや郵送・FAXにより、提出していただくことも可能としている。

会 長： 只今、事務局のほうから3点の説明があったが、何かご質問等はあるか。

各委員： (質疑等なし)

会 長： ではまず、1点目の学校名案の募集方法について決めたい。事務局案としては、オレンジ枠部分による「公募」での案であったが、この案のとおりで決定してよろしいか。

各委員： (異議なし)

会 長： 次に、公募対象を決めていきたい。事務局案としては、対象2校の関係者として、児童生徒、保護者、教職員、地域住民、卒業生からの公募である。この案のとおり決定してよろしいか。

各委員： (異議なし)

会 長： 次に、学校名案の決定方法を決めていきたい。事務局案としては、1次審査、2次審査と協議会2回で段階的に選定するB案が示されている。この案のとおり決定してよろしいか。

各委員： (異議なし)

会 長： 最後に、応募様式について協議を進めていきたい。事務局が作成したこの様式の案のとおり決定してよろしいか。

- 各委員：（異議なし）  
会 長： 全体を通してご意見、ご質問等はあるか。  
各委員：（発言なし）  
会 長： 以上で、本日予定していた全ての議事を終了する。

■担当課係

学校教育部学校教育課教育政策係